

第 24 期 第 19 回
別海町農業委員会総会議事録

令和3年12月23日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 1 9 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 3 年 1 2 月 2 3 日)

○開催日時 令和 3 年 1 2 月 2 3 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

日程第 1	報告第 1 号	農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法)
日程第 2	報告第 2 号	農地法第 4 条許可書の交付について
日程第 3	報告第 3 号	農地法第 5 条許可書の交付について
日程第 4	報告第 4 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
日程第 5	議案第 1 号	農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について
日程第 6	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 8	議案第 4 号	別海町農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	議案第 5 号	現況証明願いについて

○出席委員（26名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
5番	石	毛		剛	6番	藤	田	浩	義
7番	中	洞		薫	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	12番	中	村	繁	男
13番	小	島		敏	14番	羽	石	健	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	宏	幸
17番	阿	部		浩	18番	藤	井		実
20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	良	雄
22番	押	田	賢	二	23番	林	花	武	雄
24番	伊	藤	一	吉	25番			新	吉

○欠席委員（1名）

19番	木	幡	誠
-----	---	---	---

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
総務担当	主事	齊	藤	一真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

10番	大	内	敏	光	11番	芳	賀	均
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席10番 大 内 敏 光 ⑩

議席11番 芳 賀 均 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 4 件、議案 5 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 19 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 26 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員は 19 番木幡委員の 1 名でございます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。10 番大内委員、11 番芳賀委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 5 件ございます。全て、農地売買等事業により北海道農業公社が買い入れた土地について一時貸付を行う内容であります。旧所有者につきましては、1 号から 3 号が [] さん、4 号が [] さん、5 号が [] さんとなっております。今後の取扱いについては後の議案第 4 号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、[] 番地の []、[]。あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。農地の所有者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業

公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、大内委員外 5 名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [] 円。次号から 5 号までの農地の所有者、あっせん委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第 2 号、あっせん候補者、[] 番地の []、[]。あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [] 円。

第 3 号、あっせん候補者、[] 番地の []、[]。あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [] 円。

第 4 号、あっせん候補者、[] 番地の []、[]。あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [] 円。

第 5 号、あっせん候補者、[] 番地の []、[]。あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [] 円。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりましたので調整に当たられた委員の説明を求めます。1 号から 3 号につきましては 10 番大内委員。4 号と 5 号につきましては 25 番竹花委員。それでは 1 号から 3 号につきまして 10 番大内委員お願いいたします。

○10 番 大内委員

はい、説明いたします。1 号から 3 号は [] さんが北海道農業公社に売却した畑です。[] さんは 20 年以上前に旦那さんが亡くなり営農を中止して、それ以降は近隣の方々に農地を貸していました。今回、その借り手の方々が公社から取得するということで賃貸を受けるものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4 号と 5 号を 25 番竹花委員お願いいたします。

○25 番 竹花委員

はい、4 号と 5 号は今年営農を中止した [] さんの農地であり、公社が買い上げたところを、[] と [] さんがそれぞれ 5 年間賃貸するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第 1 号について委員説明が終わりました。それでは報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地法第4条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第2号、農地法第4条の許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、第1号と第2号は令和3年10月29日開催の第17回総会、第3号は令和3年6月22日開催の第13回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、第1号と第2号は北海道農業会議の意見聴取日であります令和3年11月25日、第3号は別海農業振興地域整備計画変更における計画変更完了通知がありました令和3年11月29日としております。以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主任）

報告第3号、農地法第5条の許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和3年10月29日開催の第17回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。

許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和3年11月25日としております。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人

報告書の提出があったので報告する。今月は12件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。

本件は3件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]ー[]外[]筆、計[]㎡。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和元年11月1日から令和6年8月29日。合意解約成立の日、令和3年12月3日。土地の引渡しの時期、令和3年12月4日。解約の理由、合意解約。

次号から3号までの利用権の種類、合意解約成立の日、土地の引渡しの時期、解約の理由については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、貸人、同上。借人、[]番地の[]、[]。解

約する土地、[]－[]外[]筆、計[]㎡。契約期間、令和3年2月1日から令和7年11月30日。

第3号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]、計[]㎡。契約期間、令和2年4月30日から令和7年4月29日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第6 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第6 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借を受けるものである。貸借期間は、許可日から40年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借を受けるものである。貸借期間は、許可日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は、許可日から20年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借を受けるものである。貸借期間は、許可日から定めないものとする。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借を受けるものである。貸借期間は、許可日から定めないものとする。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は、許可日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地賃貸借するため申請するものである。借人は、父より全地賃貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は、許可日から20年間。賃貸価格は[redacted]円で1ヘクタール当たり約[redacted]円です。

第8号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]

。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は、許可日から40年間。

第9号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地 、 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借を受けるものである。貸借期間は、許可日から40年間。

第10号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地 、 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借を受けるものである。貸借期間は、許可日から40年間。

第11号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は、許可日から10年間。

第12号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である三男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は、許可日から10年間。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては6番藤田委員。2号につきましては18番藤井委員。3号につきましては26番信夫代理。4号と5号につきましては4番市川委員。6号につきましては21番山田委員。7号につきましては11番芳賀委員。8号につきましては13番小島委員。9号と10号につきましては6番藤田委員。11号につきましては5番石毛委員。12号につきましては26番信夫代理。

ここで、6号につきましては[]委員本人の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは、6号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。今回[]さんが経営移譲を行うということで、長男である[]さんに全地を使用貸借するものです。[]さんは青年部の活動や地域の行事にも積極的に参加し、周りからの信頼も厚く、何事にも一生懸命頑張っている後継者です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは議案第2号の6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号の6号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。

ここで、7号につきましては私に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席し、議長を信夫代理に預けます。

(小野会長 一時退席、議長交代)

○議長（信夫代理）

小野会長に関する案件ということで、7号の議案についてのみ、審議を進めたいと思います。委員の説明を求めます。11番、芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、説明します。息子さんに全地を賃貸借して経営移譲するというものになっております。息子さんは長く経営にも参画していますし、地域からの信頼も厚く、問題ありません。よろしくお願いします。

○議長（信夫代理）

それでは議案第2号の7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫代理）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫代理）

挙手なしということですので、議案第2号の7号については原案のとおり許可することに決定します。ここで小野会長に対する議事参与制限を解除します。

（小野会長 着席、議長交代）

○議長（小野会長）

議事を再開します。

それでは1号を6番藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

はい、説明します。[]さんは経営規模の拡大をするべく今回法人を設立しましたので、その法人に使用貸借するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を18番藤井委員お願いいたします。

○18番 藤井委員

[]さんですが、1号と同様、法人設立に伴い個人から法人に使用貸借するものです。

○議長（小野会長）

続きまして3号を26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

[]さんですが、使用貸借期間満了に伴う契約更新のための申請です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして4号と5号を4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

[]さんの息子さんである[]さんが、今回法人を立ち上げるということで、[]さんと[]さん名義の土地を法人に使用貸借するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして8号を13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

■さんですが、このたび長男の■くんに経営を移譲するという案件です。若いですが家で一生懸命頑張っているので大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして9号と10号を6番藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

はい、説明いたします。■さんの法人設立に伴う使用貸借です。よろしくをお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして11号を5番石毛委員お願いいたします。

○5番 石毛委員

■さんがこのたび経営移譲することとなりまして、長男の■さんに全地使用貸借するものです。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして12号を26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

■さんの経営移譲に伴う申請です。お父さんの■さんは農協の役員も長く勤められて、立派な経営を築いてこられた方です。息子の■さんはまだ若い年齢ですが、地域活動や経営をととても頑張られている青年です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第2号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第2号の6号と7号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第2号の6号と7号除きまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号の6号と7号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆。面積、[]m²。目的、農業用施設建設。計画内容、乾乳舎外、[]m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者氏名、[]番地の[]、農業、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[]m²。目的、従業員宿舍建設。計画内容、従業員宿舍外、[]m²。転用基準、区分、1種。許可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1号。土地利用計画、農振地。転用者氏名、[]番地の[]、農業、[]。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号及び2号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。この案件は10月19日に藤田委員、伊藤委員、事務局とで現地を見てまいりました。1号についてですが、牛舎の横のロール置き場から畑の一部の場所で、必要最小限の面積であると見てきました。

2号については、当初は畑に入る取付道路から50mほど中に入った角に予定をしていましたが、道路等で畑がつぶれる面積が大きいため別の場所はないかと伺ったところ、取付道路を広げて従業員宿舍を建てたいということで、必要最小限の面積で問題はないと考えますので、よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。ここで議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第4号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本件は利用権の設定が12件ございます。第1号から第5号までは報告第1号と内容が重複しますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和3年12月24日。終期、令和8年10月31日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から7号までの始期、次号から第5号までの終期、次号から7号までの借賃の支払い方法、次号から8号までの内容、次号から10号までの利用権の種類、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第2号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第3号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第4号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第5号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第6号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権の設定をする土地、[]—[]外[]筆、計[]㎡。利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益社団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、終期、令和6年8月29日。借賃、年間[]円。調整委員、山田委員、阿部委員。

第7号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権の設定をする土地、[]—[]外[]筆、計[]㎡。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、終期、令和7年11月30日。借賃、年間[]円。調整委員、阿部委員、齊藤委員。

第8号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]。利用権の設定をする土地、[]—[]外[]筆、計[]㎡。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、始期、令和4年1月1日。終期、令和5年6月22日。借賃、年間[]

円。借賃の支払いの方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、押田委員、山田委員。

第9号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権の設定をする土地、ー外筆、計m²。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和3年12月24日。終期、令和6年12月23日。借賃、年間円。借賃の支払いの方法、毎年8月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、市川委員、中村委員。

第10号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権の設定をする土地、ー、計m²。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和3年12月24日。終期、令和7年4月29日。借賃、年間円。調整委員、中洞委員、羽石委員。

第11号、利用権の設定を受ける者、番地、。利用権の設定をする土地、ー外筆、計m²。利用権の設定をする者、番地、。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年1月1日。終期、令和33年12月31日。当事者間の法律関係、使用貸借。調整委員、大内委員、中村委員。

第12号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権の設定をする土地、ー外筆、計m²。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年1月1日。終期、令和33年12月31日。当事者間の法律関係、使用貸借。調整委員、市川委員、中村委員。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定の1号から5号につきましては、報告第1号で説明済ですので事務局説明のみとさせていただきます。

6号につきましては21番山田委員。7号につきましては17番阿部委員。8号につきましては22番押田委員。9号につきましては4番市川委員。10号につきましては7番中洞委員。11号につきましては10番大内委員。12号につきましては4番市川委員。

ここで11号につきまして委員に関する案件ですので農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づく議事参与制限により一時退席を求めます。

（番委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは11号につきまして10番大内委員説明をお願いいたします。

○10番 大内委員

はい、[]さんは今、経営の中心としてご夫婦で頑張っておられます。
[]さんが生前贈与を受けているため、利用集積での利用権の設定をするものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは11号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、11号を原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

（[]番 []委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開します。6号につきまして、21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。先ほど議案第1号で合意解約された土地で、父の[]さんから経営移譲を受けた次男の[]さんが、現在北海道農業公社より一時貸付中のものを引き継いで3年後に買い取るものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして7号を17番阿部委員お願いいたします。

○17番 阿部委員

はい、説明します。北海道農業公社からの利用権の設定が[]さんから、[]さんが代表を務める[]へ変更される案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして8号を22番押田委員お願いいたします。

○22番 押田委員

はい、説明いたします。今年度の夏に[]さんが借りていた土地を、その後に入る[]さんがそのまま継続して借りる案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして9号を4番市川委員お願いします。

○4番 市川委員

はい、[]さんですけれども、[]さんとの賃貸が今回切れるので、3年間の賃貸契約を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして10号を7番中洞委員お願いいたします。

○7番 中洞委員

はい、説明いたします。[]さんと[]さんで賃貸借していましたが、[]さんの草地が足りないということで[]さんの賃貸借を合意解約しまして、[]さんと賃貸借するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして12号を4番市川委員お願いします。

○4番 市川委員

はい、[]さんですけれども、経営移譲のため[]さんに全地使用貸借するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。ここで議案第4号の第11号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第4号の第11号を除きまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号の第11号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第5号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は1件の申請がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第５号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

それでは１号につきまして１４番羽石委員お願いいたします。

○１４番 羽石委員

はい、御説明いたします。１１月１７日に木幡委員、藤井委員とで現場を調査してまいりました。現地は施設が立ち並んでいる場所と繋がった場所で、古いラグーンやその残土の周辺の場所で、雑種地として見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第５号の委員説明が終わりました。ここで議案第５号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第５号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第１９回総会を閉会します